（様式第６号）

契約名：令和９年度 全国農業共済組合連合会職員用パソコン更新・リース業務
契約日：　　年　月　日

反社会的勢力の排除に関する覚書

（甲）
全国農業共済組合連合会
会長理事　森　健　　㊞

（乙）
役職　　氏名　　㊞

甲及び乙は、標記の契約に当たり、次のとおり「反社会的勢力の排除に関する覚書」を締結し、その証として本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

1 甲は、乙が反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者またはその構成員をいう。 以下同じ）に該当し、又は、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
⑤ その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、 本契約を解除することができる。

① 暴力的な要求行為
② 法的な責任を超えた不当な要求行為
③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて甲の信用を棄損し、又は甲の業務を妨害する行為
⑤ その他前各号に準ずる行為

3 ① 乙は、乙又は乙の下請又は再委託先業者（下請又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。 以下同じ。）が上記１に該当しないことを確約し、将来も上記１若しくは上記２の各号に該当しないことを確約する。
② 乙は、その下請又は再委託先業者が前号に該当することが契約後に判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置を採らなければならない。
③ 乙が、前記①又は前記②の規定に反した場合には、甲は本契約を解除することができる。

4 ① 乙は、乙又は乙の下請若しくは再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請若しくは再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を甲に報告するものとする。

② 乙が前号の規定に違反した場合、甲は何らの催告を要さずに、本契約を解除することができる。

5 甲が上記1から上記4までの規定により本契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする。

以上